

平成28年(ワ)第289号, 平成28年(ワ)第902号, 平成29年(ワ)
第447号, 平成29年(ワ)第1281号, 平成30年(ワ)第1291号,
令和元年(ワ)第1270号, 令和2年(ワ)第1130号

原 告 [REDACTED] 外
被 告 四国電力株式会社

令和3年3月17日

準備書面 (22)

広島地方裁判所民事第2部 御中

被告訴代理人弁護士 田代 健



同弁護士 松繁 明



同弁護士 川本 賢



同弁護士 水野 絵里奈



同弁護士 福田 浩



同弁護士 井家武男



本書面は、本件1号機及び本件2号機について主張するものである。

1 本件1号機及び本件2号機の現況について

本件1号機は、平成23年9月4日に原子炉を停止して以降、運転実績がなく（乙107（3頁）），平成28年5月10日付で、電気事業法上の電気工作物として廃止されている（乙1）。被告は、本件1号機に係る原子炉等規制法¹43条の3の34第2項の廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）について、平成29年6月28日に原子力規制委員会の認可を得て（乙321，乙512），廃止措置計画に基づく廃止措置作業を平成29年9月12日より開始している（乙322）。本件1号機に係る燃料に関して、炉心に装荷されていた燃料の取出しは完了しており（乙107（3頁）），使用済燃料は、本件3号機の使用済燃料ピットに輸送の上、保管されている（乙513）。

また、本件2号機は、平成24年1月14日に原子炉を停止して以降、運転実績がなく（乙324（3頁）），平成30年5月23日付で、電気事業法上の電気工作物として廃止されている（乙323）。被告は、本件2号機に係る廃止措置計画について、令和2年10月7日に原子力規制委員会の認可を得て（乙514，乙515），廃止措置計画に基づく廃止措置作業を令和3年1月7日より開始している（乙516）。本件2号機に係る燃料に関して、炉心に装荷されていた燃料の取出しは完了しており、使用済燃料は、本件2号機及び本件3号機の使用済燃料ピットで保管されている（乙324（3頁））。

2 本件1号機及び本件2号機に係る原告らの請求に理由がないこと

(1) 上記1で述べたとおり、本件1号機及び本件2号機は、それぞれ廃止措置計画について原子力規制委員会の認可を得て、廃止措置計画に基づく廃止措置作業を行っている状況であり、今後、被告がこれらを運転することはない。したがって、今後運転することのない本件1号機及び本件2号機について、その運転差止めを求める利益はなく、原告らの運転差止請求に理由がないことは明ら

1 正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」という。

かである。

(2) また、使用済燃料に係る安全性について、平成29年1月24日付け被告準備書面（2）（以下「被告準備書面（2）」という。）（5頁）で述べたとおり、使用済燃料ピットで保管する使用済燃料は、原子炉からの取出し直後であっても、冠水状態さえ維持していれば、健全性を維持することができる。本件発電所では、平成28年6月1日付け答弁書「被告の主張」第5の2(6)（53頁以下）で述べたとおり、強固な構造物である使用済燃料ピットにおいて冠水状態を維持し、使用済燃料を安全に保管している。また、万が一、使用済燃料ピット水を補給するための設備等がその機能を喪失した場合でも、可搬型設備等を用いて注水して冠水状態を維持するための対策を講じている（乙517、乙13（10-7-3-1頁以下））。したがって、本件発電所において保管されている使用済燃料によって、原告らに影響が及ぶ具体的な危険性はない。

使用済燃料に係る安全性については以上のとおりであるが、本件1号機及び本件2号機の使用済燃料については、原子炉の停止後十分な期間使用済燃料ピットで冷却され、崩壊熱も小さくなっていることから、仮に異常が発生して冠水状態が維持できなくなったとしても使用済燃料の健全性に影響が生じることはないし、使用済燃料からの放射線による公衆被ばくの影響は、本件発電所の敷地境界においても小さいことから、なおのこと、本件1号機及び本件2号機の使用済燃料に起因して原告らに影響が及ぶ危険性はない。すなわち、本件1号機の使用済燃料については、被告準備書面（2）2(2)イ（7頁以下）で主張したとおりであり、同書面において主張した安全性は、その後、原子力規制委員会の廃止措置計画の審査においても認められている（乙512（13～14頁））。また、原子炉の停止後9年以上経過する本件2号機の使用済燃料についても、本件1号機の使用済燃料と同様であり（乙324（6-追-1～6-追-36頁）），その安全性は、原子力規制委員会の審査においても認められている（乙112、乙515（16頁））。

原告らは、不法行為の各要件事実について具体的な主張立証をしていないが、
以上述べたとおりであるから、本件1号機及び本件2号機に係る原告らの不法
行為に基づく損害賠償請求に理由がないことは明らかである。

以 上